

神戸市立広陵小学校いじめ防止等のための基本的な方針

1. はじめに

本校は、教職員・保護者・地域が連携し、いじめ問題に取り組むよう、平成25年6月28日公布、同年9月28日に施行されました「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を効果的に推進するため、基本的な方針（以下「広陵小学校基本方針」）を策定します。

2. いじめ防止等のための対策の基本的な方針

広陵小学校基本方針に基づき、保護者・地域と連携しながらいじめの根本的な解決に向けて取り組みを進めていきます。また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を行い、いじめの解決は「大人の責務」という強い思いをもって取り組みます。

3. いじめの定義

○「いじめ防止対策推進法」第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月 文部科学省 通知）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。

4. 教職員の意識と責務

- ・学校教育目標「やさしく つよく すすんでまなぶ」を常に意識して、児童一人一人が居場所のあるあたたかな学級づくりに努めます。また、それを実現するため、力のつく授業の取り組みの推進や道徳、特別活動などの学習を通して、児童の自尊感情の育成に努めます。
- ・児童、教職員の人権意識を高めます。
- ・「未然防止」「早期発見」「早期対応」を常に心がけ、児童の表情や行動の変化に気を配れるよう感性を磨きます。
- ・「いじめは決して許さない」「いじめは大人の責務」という姿勢で、組織的に対応し、保護者や地域の人々とも連携します。
- ・教職員は児童がいじめを受けていると思われるときは、「いじめ防止対策推進法」第22条に定められている通り、個人や特定の教職員で問題を抱え込んだり隠したりすることなく、校内いじめ対策委員会で情報を共有し、適切かつ迅速に指導及び支援をする責務を有します。

5. 校内いじめ問題対策委員会

（1）校内いじめ問題対策委員会の構成

- ・校長、教頭、生徒指導担当、特別支援コーディネーター、学年生徒指導係、養護教諭、（スクールカウンセラー）から構成します。

- ・毎月1回定例会、報告会を開催する。
- ・事案によっては、市教育委員会、北警察署や児童相談所等とも連携する。連絡調整は、教頭が行います。

(2) 校内いじめ問題対策委員会の役割

- ・児童、保護者へのいじめ防止の啓発
- ・いじめ問題に関する教職員研修や保護者研修を計画・実施します。
- ・いじめの事案が発生した場合、解決に向けての協議、情報収集、該当者への対応など、個人情報保護に留意しつつ、この組織が中心になって行います。
- ・本校のいじめ対策についての取り組みの検証と改善を行います。

6. いじめの未然防止

いじめの未然防止を本校の最重要課題として、年間を通して予防的な取り組みを計画・実施します。

(1) あたたかく

- ・友達の良さを認め、助け合うことのできるあたたかい心を育てます。
- ・授業をはじめ道徳教育や学級活動など、すべての教育活動を通して子供の居場所づくり、絆づくりを進めます。

(2) 大きく

- ・苦しみや困難に負けないでがんばる大きな心と体を育てます。
- ・体験活動、奉仕活動、特別活動などを通して、人間関係力、コミュニケーション力等を育てます。

(3) いきいきと

- ・自分の考えを持ち、いきいきと活動する力を育てます。
- ・規範意識の醸成を図りつつ、命の大切さを実感する教育や問題解決能力をはぐくむ教育を進めます。

7. いじめの早期発見

(1) 児童理解

- ・子供一人一人の生活実態をきめ細かく把握します。
- ・学級力アンケートやいじめ実態アンケートなどを定期的 to 実施し、児童の立場に立って判断できるよう早期発見に取り組みます。

(2) 相談体制の充実

- ・些細なことでも「報告・連絡・相談」を行い、養護教員やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの効果的な連携に努めます。

(3) 校外相談機関との連携

- ・教育相談室やいじめ・体罰ホットラインなど、校外の相談機関を児童や保護者に周知します。

8. いじめへの早期対応

(1) いじめの事実関係の把握

- ・いじめられている児童、保護者からの聴き取りを素早く、詳細に共感的に受け止め、最後まで守り抜く安心感を与えます。
- ・関係児童だけでなく、周囲の児童からも事情を聴き取り、全職員で情報の共有を図り、組織的に対応をします。
- ・知りえた情報の取扱には、個々の教員は細心の注意を払います。

(2) いじめの指導

- ・神戸市のいじめ指導三原則を遵守し、いじめられた子を守り通します。
- ・組織的な「ブレない」指導体制や方針を実行します。
- ・いじめた児童には、自らの言動が相手を傷つけたことやいじめられる側の気持ちに気づかせ、責任の重大さを認識させます。また、いじめた気持ちや状況などについて十分に聴き、子供の背景にも目を向け、成長支援という観点をもちながら指導します。
- ・児童、保護者には適時、適切な方法で経過や今後の方針、相談体制等を伝えます。
- ・状況に応じて市教育委員会、北警察署、少年サポートセンター等の関係機関と連携します。
- ・指導後も継続的に、関係児童、保護者に対して指導を行います。

9. 特別な支援を要する児童への配慮

- ・特別支援学級に在籍する児童、もしくは、通常学級に在籍する特別支援を要する児童に対するいじめ未然防止・早期発見・早期対応には特に配慮します。そのためには、個々の児童を尊重する教育の推進をはじめ、すべての教育活動の中で、人権教育の充実を目指します。

10. インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

(1) 未然防止

- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険防止やトラブルについて、常に情報を把握し、情報モラル教育を進め、児童、保護者、地域への啓発に努めます。
- ・パソコン、携帯電話、スマートフォン等の使用に関するマナーや家庭でのルールづくりについて保護者に協力を依頼するとともに、原則学校への持込は禁止します。

(2) 早期対応

- ・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、敏速な対応を図るとともに、状況によっては警察や法務局等関係機関と連携します。

11. 保護者・地域との連携

- ・保護者会、神戸っ子応援団等、保護者や地域と連携し、あいさつ運動、見守り活動、いじめ防止キャンペーン等に取り組み、地域が一体となって、児童の様子を見守ります。
- ・教員、保護者は、地域の会議等に積極的に参加し、地域ぐるみでいじめ問題に取り組みます。

12. 関係機関との連携

- ・平素から、北警察、少年サポートセンター、児童相談所、医療機関等と適切な関係を保ち、連携する体制を構築しておきます。

13. 家庭の役割と保護者の責務

- ・子供たちの豊かな人間性を育むためには、第一義的に責任を負う保護者が、家庭をやすらぎと安心を与える場にすることが大切です。さらに、保護者は日頃から子供たちの規範意識を養うため、いじめの問題等についても日常の生活体験を通じながら、決して許されるものではないということを丁寧に指導しなければなりません。また、子供がいじめを受けた場合は、速やかに学校と協力し、子供をいじめから守らなければなりません。いじめを行った場合についても、学校や関係保護者と協力し、解決に向けた努力をする必要があります。家庭に役割を果たしていただき、連携していじめ防止に努めていきます。

14. 重大事態への対処

(1) 重大事態の報告と調査

- ・重大事態が発生した場合は、直ちに市教育委員会に報告し、連携します。
- ・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、教育委員会事務局の指示のもと、組織を設け、速やかに事実関係を把握します。
- ・個人情報の管理、保護に厳守します。

(2) 調査結果の報告

- ・いじめを受けた児童や保護者に対して、説明責任があることを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について適時、適切な方法で説明します。

15. その他

- ・本校は、校内いじめ問題対策委員会が中心となって、すべての職員が共通理解をすることによって、適宜、広陵小学校基本方針を見直し、必要があると認められたときは改訂します。

令和7年4月1日

神戸市立広陵小学校長 杉本 智美